ロ　割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数（２会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数（コーポレート契約）」という。）及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり、算出する。

㈠　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間又は別添６のうちＡ若しくはＢに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じ算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、㈡又は㈠を適用する場合を除く。

100－W（単位：パーセント）

㈜　上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

㈡　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添６のうちＡに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、㈠を適用する場合を除く。

（Ｌ＋L’1＋L’2－W）÷（Ｌ＋L’1＋L’2）×100（単位：パーセント）

㈜　上記式においてＬ、L’1、L’2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L’1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間のキロ程(単位：キロメートル)

L’2：別添６のうちＡに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

W　：月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。
月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は30。
月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

㈠　対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈠に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈠の定めにより算出した額とする。

（ａ×((Ｌ Ｒ＋L’1 R’1）×（１－W÷100）＋L’2 R’2）＋150×（１－W÷100））×ｔ＋Ｐ×（１－W÷100）＋P’

ただし、上記式において、（ａ×((Ｌ Ｒ＋L’1 R’1）×（１－W÷100））＋L’2 R’2）＋150×（１－W÷100）×ｔ又はＰ×（１－W÷100）のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈜　上記式においてａ、Ｌ、L’1、L’2、Ｐ、P’、Ｒ、R’1、R’2、W及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

Ｌ　：四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L’1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額又は⑴①イ㈠ニ）Ｂに定める料金の額（単位：円）

P’：別添６のうちＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R’1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

W　：月間適用回数（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。月間適用回数（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は30。月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ｔ　：消費税率

ロ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈡に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈡の定めにより算出した額とする。

（ａ×((Ｌ Ｒ＋L’1 R’1）×ｄ＋L’2 R’2）＋150×ｄ）×ｔ＋Ｐ×ｄ＋P’

ただし、上記式において、（ａ×((Ｌ Ｒ＋L’1 R’1）×ｄ＋L’2 R’2）＋150×ｄ）×ｔ又はＰ×ｄのそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈜　上記式においてａ、ｄ、Ｌ、L’1、L’2、Ｐ、P’、Ｒ、R’1、R’2及びｔは、それぞれ次の値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

ｄ　：㈡に定める計算式により算出した値を100で除した値

Ｌ　：四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L’1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額又は⑴①イ㈠ニ）Ｂに定める料金の額（単位：円）

P’：別添６のうちＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R’1：関門特別区間又は⑴①イ㈡イ）Ｂに定める区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：消費税率